

伊方訴訟ニュース

第74号

1979年10月20日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-15第1神明ビル)
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪48780)

控訴審第5回公判

暴露された「基本設計」の無内容さ

9月26日早朝、高松高裁玄関わきには、地元の高松はじめ、大阪、埼玉などから参集した支援グループの人たちが、しきつめたダンボール紙の上で、思い思いの姿勢で待機していた。夜明けにマイクロバスで到着した原告、住民らは、県総評の事務所で仮眠中。四電はじめ電力関係者の姿はない。裁判所の訴訟指揮ぶりに安心して、無用な混乱をさげようとの態度のあらわれか。

10時半に予定通り開廷。まず、住民側の菅弁護士が立ち、約2週間前に提出してあった準備書面(3)について弁論を展開する。国側が、「原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針」について審査したと称する安全審査で、スリーマイル島(TMI)原発との差をすでに確認していたとして準備書面(2)であげていた事項のうち、三つの項目については「基本設計ないしは基本的設計方針」でないと釈明してきたことをとらえ、主張を変更したのか、あるいは撤回したのかと再度の釈明を要求した。

さらに、TMI原発と基本的に違うとして国側があげていた他の事項についても、根拠不明の点や、ごまかそうとしているらしい点などについて、国側の釈明を求めた。

これに対し国側の岩淵検事は、開廷直前に

住民側に手渡したばかりの準備書面(4)をかざして、「これを陳述します」とのべただけで着席する。原告住民側からの釈明要求に対しては、口頭で答えることをあくまでも拒否しようとのかたくなな態度を示す。

弁護席から、「さっき提出したばかりでないか。口頭で説明してほしい」と、一せいに発言。裁判長は国側を促すこともしないままに、「準備書面は陳述されたことにして、よく分らん点を聞いてほしい」と弁護席に呼びかける。ごくわずかな通読の時間しか与えられていなかったが、ひるまずに菅弁護士が「それでは」と立ち、「三項目が基本設計でないということは主張の変更か」と迫る。

その気迫に押されたのか、開廷直前の提出作戦で逃げ切ろうとしていたかに見えた岩淵検事も、不承不承に立上り、「書面に書いた通りだが説明すると」と口ごもりつつも、ついに口頭で釈明に応じ、つぎのように発言。

伊方原発2号炉訴訟第2回公判

10月29日(月)午前10時

福山地裁大法廷

住民の不安と怒りの生の声が法廷を圧倒するよう支援しよう!

「主張の訂正や撤回はしない。本件安全審査では、TMI事故のような事故そのものは対象にしていなかったが、TMI事故に関連した各要素を追跡しても起こらないことがはっきりしている。詳細な設計の差や運転管理の差をのべることもできるが、基本設計の差さえ指摘すれば十分だと考えて、さきに準備書面(2)を提出した。三項目については基本設計とはいえないが、密接に関連した事項であり、TMIとの差を明確にするため書いた。三項目については、TMI原発との間で、基本的設計では差はないが、密接に関連する点で相違するのかと云われれば、そういうことになる。しかし、これまでの主張を訂正しなくとも、そういう趣旨だということを云えばこと足りる」と。

「基本設計ないしは基本的設計方針」という国側の用語すら、何の規定も根拠も欠いているのに、さらに「密接に関連した事項」という言葉さえとび出したのである。熊野、井門の両弁護士、それに星野、荻野の両補佐人らがこどもも立って、国側の御都合主義を追及する。

「基本設計や基本的設計方針という用語の定義やその根拠を明らかにせよ」、「こうしたあいまいな用語を持出すことで、第一審でも原告住民側の追及をかわしてきたではないか」、「TMI原発と伊方原発の基本設計は違うというのか同じだというのか」、「アメリカでは基本設計とは何をさすかということ政府の規定集できちんときめてある。国側は何かそういうもので判断しているはずだ」などなど。

追いつめられた岩淵検事は、「言葉の通りと理解していただくよりない。基本的設計方

針とは、設計とはいえないが設計にかかわる方針ということ」と発言し、傍聴席からも非難の声が上る。裁判長は発言者の退廷を命じたが、発言者不確定のまま執行されずじまい。「今の発言を調書に」との弁護士からの要求にあわてた岩淵検事は、「定義を聞きたいのなら、そのことを調書に残してほしい。本日のところは調書にとれるほど明確な答弁はできない」と逃げる。

裁判長は、「釈明を促してほしい」との弁護士からの要請には一切応じないまま、「答えることがありますか」と形式的に国側に問いかけたり、「答えられんといっているのだからこれ以上は無理」と原告側に水をさしたりするだけ。そして、「コトバの論争はこれぐらいにして、住民の安全のために何を審査の対象にすべきかを双方から主張してもらい、裁判所として判断したい」と、コトバを持出したのは誰かをあいまいにして収拾をはかりとの姿勢。それでも、住民側の強い要求に押され、つぎの6項目の釈明を調書に記録し、次回までに国側が答えることを促した。

①基本設計と基本的設計方針との差、②この二つとそれ以外のものを区別する基準、③上記の点を明示している法律上、文献上の根拠、④「厳密な意味」とそうでないことを分ける基準、⑤「密接に関連した事項とそうでないものを区別する基準、⑥三項目を他の項目と区別して除外した根拠。

また住民側は、技術的な具体的項目についても、4点について再度の釈明を口頭で行い、調書に記録させた。なお、藤田弁護士名で、裁判所の訴訟指揮についての申入書が、開廷前に裁判所に提出されたとのこと。

「どうなっているのか？」

控訴人(原告)準備書面(3)から

被控訴人は控訴人の求釈明に対し、「加圧器逃し弁に空気作動式のものを使用されていること、加圧器逃し弁に元弁が設けられていること及び運転員が手動によって非常用炉心冷却設備(ECCS)の流量を絞ることのできないようになってきていること」の3点を基本設計ないし基本設計方針に係る事項でないとして釈明しているが(同2頁)、被控訴人はその準備書面(2)の第1.2において、「第4においては……本件安全審査において本件原子炉の基本設計ないし基本的設計方針について確認したところから判断すれば、本件原子炉においてはTMI事故のような事象が起らないこと……を明らかにする」(同3頁)と主張した上で、加圧器逃し弁及びそこに設けられている元弁については、右同準備書面第4の2.3.(三)において、「本件安全審査においては、本件原子炉の加圧器逃し弁には……空気作動式……のものが使用され、更には……元弁が設けられていることを確認しているのである」(同30頁)とし、「したがって、本件原子炉においては、TMI2号炉のように加圧器逃し弁が開放固着しそこから長時間にわたって1次冷却水が原子炉格納容器内へ流出するといった事態は起こり得ない」(同31頁)と主張している。

又、ECCSについても、右同第四の二、4.(三)において、「本件安全審査では、本件原子炉のECCSについては……運転員が手動によって流量を絞ることのできないようになってきていること……を確認し」と

あり(同32頁)、「したがって右安全審査の内容から判断すれば、本件原子炉においては……TMI事故のように運転員が右高圧注入系を早期に手動で停止することではなく、その流量を絞ることもできないので、ECCSが所期の性能を発揮せずに燃料が破損したり、水素が大量に発生したりすることはない」(同33頁)と主張している。

そこで以下のとおり釈明を求める。

1. 右のように被控訴人は準備書面(2)においては、明らかに右の3点をいずれも「基本設計ないし基本的設計方針」に係る事項であるとしているが、準備書面(3)における釈明は、準備書面(2)における被控訴人の右主張を訂正するものと理解してよいか。
2. 又、右の3点が「基本設計ないし基本的設計方針」に係るものでないとするれば、準備書面(2)の第1.2における「本件安全審査において本件原子炉の基本設計ないし基本的設計方針について確認したところから判断すれば、本件原子炉においてはTMI事故のような事象が起らない」との主張も成立たなくなるが、右主張も撤回したものと理解してよいか。

被控訴人(被告)準備書面(4)から

被控訴人の準備書面(三)における主張・釈明は、次に述べるところから明らかなように、何らその準備書面(二)における主張を訂正ないし撤回するものではない。

1. 準備書面(二)の主眼が、TMI2号炉と本件原子炉との設計、構造等の相違を指摘することによって、本件原子炉においてはTMI事故のような事象が起らないこと、また、

仮にTMI事故の原因となったような事象を想定した場合にもその安全性は十分確保されることを明らかにしようとするにあることは、その記載内容から明らかである。

ところで、本件安全審査がTMI事故ないしはその原因に係る事象そのものを対象として行ったものでないことはいうまでもないが、現段階において、TMI事故の原因を分析し、その結果を踏まえて本件原子炉の安全性の検証に役立てることは有意義なことである。(TMI事故と同一の事象が本件原子炉において起きる可能性があるかないかだけを問題とするならば、そのような可能性は全くないばかりでなく、そもそも本件原子炉においてはTMI事故における個別の事象さえも起こらないことは同準備書面において述べたとおりである。)そして右の検証に当たって、両原子炉の相違を明らかにするために、完成し運転されている実際の原子炉を前提として、その設計や構造についてはもちろんのこと、更には運転管理等に関する事項にまで及んで具体的かつ細部にわたり比較検討し個々の相違点を示すことも可能ではあるが、本件訴訟が本件安全審査の合理性を問題とするものであること、そして安全審査においては原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針を審査するものであることからすれば、もし両原子炉の間に基本設計ないし基本的設計方針に相違があり、その相違がTMI事故の発生に影響していると評価できるならば、本件訴訟においてはその点の相違を明らかにすれば、右事故との関係で本件原子炉の安全性を論証するには十分こと足りる。これが準備書面(二)作成の際の被控訴人の基本的考え方である。

2. 原子炉設置許可申請に際し、申請者が、

厳密な意味では当該申請に係る原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項とはいえないがそれと密接に関連する事項をも申請書等に記載してくる場合がある。本件に即していえば、準備書面(三)において本件原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項でないとした3点が正にそのような事項に当たる。しかし、本件安全審査においてはそれらの事項の妥当性をも一応確認しており、そして、本件原子炉のそれらの事項に係る構造等を示すことによって両原子炉の設計、構造等の相違をより明確にし得るところから、準備書面(二)にはそれらの事項をも併せて記したものである。

会計報告 ('79.9/19~10/18)

収入

会費	33,000
ニュース購読料	30,500
準備書面売上金	6,000
カンパ	6,000
コピー代金	14,000
計	89,500

支出

ニュース印刷代	28,000
郵送料	10,190
振替手数料	700
第5回公判援助費	302,100
交通費	130,000
行動費	125,000
宿泊費	47,100
コピー料金	46,940
資料費	850
計	388,780

差引 -299,280

借入金合計 391,724